

議第10号

G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に係る意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金田 琮 仁 様

令和2年10月2日

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 池田 恵一

(別記)

## G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書

国において進めていただいているG I G Aスクール構想は、子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、事業を実施する地方自治体に対し必要な支援を講じることが示されています。

当初は、5カ年計画で示されていましたが、感染症や災害により休校となった場合でも子どもたちの学びの保障を確保するため、令和元年度補正予算と令和2年度補正予算に端末整備等に係る予算が計上されました。

しかし、本市においては、端末・校内ネットワーク整備に係る財政負担の増加や、今後発生するランニングコスト、I C T教育に係る人材不足、児童生徒の情報モラルやメディアリテラシー等、様々な課題に直面し、対応に苦慮しています。

国におかれては、学校教育のI C T化を国民平等に推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

### 記

#### 1 ランニングコスト等について

- (1) 端末導入後、毎年費用負担が生じる端末の保守管理や通信費用、保証の経費などのランニングコスト、及び端末更新時の費用について財源措置を講じること。
- (2) 学習用ソフトウェアについて財源措置を講じること。

#### 2 教員サポートの充実について

- (1) I C T支援員の増員等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進に向けた財源措置を講じること。
- (2) I C T活用に関する教員研修に要する経費について財源措置を講じること。
- (3) 全国の効果的なオンライン授業の実践を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

京都府京丹後市議会